

五島市監査委員公表第14号

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和2年6月17日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五総第632号
令和2年5月21日

五島市監査委員 橋本 平馬 様
五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市長 野口 市太郎

令和元年度定期監査（工事監査）の結果に係る措置について

令和2年1月31日付け1五監第604号により通知のあった、令和元年度定期監査（工事監査）の結果報告における指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 監査の対象

総務企画部財政課、建設水道部建設課

2 指摘事項等

<指摘事項>

施工計画書について

施工計画書の記載内容が乏しく、その現場固有の各種課題に対する具体的な計画となっていないものが見受けられた。施工計画書作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものであることから、施工計画書を受領する際は、監督員による十分な確認を行い、是正箇所があれば請負者に対し適切な指導を徹底されたい。

この施工計画書の記述内容については、過去の工事監査においても指導事項及び意見を付している事項であるので、改善に尽力されたい。

【講じた措置】

[建設課]

本工事の建築施工は、今村・萩原特定建設工事共同企業体が施工しております。
工事の施工については、契約書第1条第3項に受注者の自主施工の原則「仮設、施

工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定め」と明記しており、これに基づき施工計画等も含め受注者の責任において実施しなければならないと認識しております。

また、本工事の監理については、楠山・川崎特定建設関連業務委託共同企業体が監理を行っており、工事の監理について、建築士法第2条第8項に「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」と明記されており、これに基づき監理業務受注者の責任において監理を実施するものと認識しております。

今後は、建設課において長崎県が公開している「施工計画書作成の手引き（建築工事編）」を請負者と共有及び活用することにより、受注者による作成、監理者による確認の適切な実施を指示することとしました。

<指導事項>

ア 特記仕様書について

特記仕様書の記載内容に不備が見受けられた。特記仕様書は、工事施工において最も優先されるべき仕様書であり、共通仕様書を補足し、工事施工に関する設計者及び発注者が意図する当該工事固有の技術的要求事項等を定める重要なものであるから、記載内容の充実を図られたい。

[建設課]

本工事の設計は、楠山・川崎特定建設関連業務委託共同企業体を実施しております。工事の設計について、契約書第1条第4項に受注者の自主施行の原則「この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは、発注者と受注者の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする」と明記しており、これに基づき受注者が受託業務の品質確保、照査の実施を図ることが必要であると認識しております。

今回の技術士の指摘も含め記載内容の充実や記載漏れが無いよう、国土交通省が公開している「営繕工事積算チェックマニュアル」等を活用するなど、工事ごとに検討することとしました。

イ 火災保険について

電気設備工事及び機械設備工事において、工期が延長されているにもかかわらず、火災保険の保険期間を延長していなかった。工期の延長を行った場合においては、火災保険の保険期間を確認し、不足するときは請負者に対し指導されたい。

[財政課]

当該工事に係る火災保険の保険期間不足については、各請負業者に対し是正を求め、必要な手続きを完了しました。

なお、建設工事等における保険契約は、不測の事態に備え慎重を期すべき事項であるため、工期延長を伴う変更契約締結の際には、請負業者への指導及び確認を徹底するよう指導しました。

<意見>

事情聴取及び実地調査において、技術士から技術水準の向上のための提案がなされ、また、工事技術調査結果報告書においても、技術的な提案が記載されている。その中には、

- ア 設計書作成において、設計業者が業者見積単価等の取りまとめを行う場合には、設計金額の漏えいを防ぐため、設計業者から誓約書を取ることを。

[建設課]

「秘密の保持」について、業務委託契約書第 17 条に「履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」と明記していることから、ご意見をいただいた「設計金額の漏えい防止のための誓約書」の提出については考えておりません。

- イ 設計図を受領する際は、市販本の不具合事例集を参考にして図面チェックリストを作成し、若年職員でもチェックできる体制を作ること。

[建設課]

現在、正・副担当者の 2 名体制で設計書のチェックを行っております。

今後、設計書の精度向上等のため、国土交通省が公開している「営繕工事積算チェックマニュアル」等の活用を検討しております。

- ウ 工事現場からの搬出土に汚染が発見された場合は、排出者が責任を問われるので、一定の排出量を定めて汚染度調査を行うこと。

[建設課]

汚染度調査については、土壌汚染のリスク（工場跡地、埋立跡地、自然由来等）が無い限り実施しておりません。なお、長崎県には土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等（残土条例）が無いため、本工事における汚染度調査の法的義務は無いと考えております。

今後、法律で義務付けられているケース以外の汚染度調査の実施については、各事業における土壌汚染のリスクや所管課の意見等により実施の検討を行うこととしました。

エ 完成前には、試運転調整期間を確保し、請負者の自主検査、監理業者及び監督員の完成検査を十分に行い、多くの不具合を抽出して手直しを行うこと。など、参考とすべき事項がある。そのほかにも施工上の具体的な提案が示されているので、これらを検証し、今後の工事施工に当たって留意されたい。

また、監査結果については、市全体で共有し、公共工事の品質確保に努められたい。

[建設課]

工期の算定については、標準工期算定式や過去の実施工事の事例等により算定しております。本工事については、国土交通省による「適正な工期設定等のためのガイドライン」を参考に3か月の余裕工期を加算し発注しておりましたが、建築工事の仕上げ工事の作業人員確保等が想定どおりにいかず工期の遅れが発生したものです。電気及び機械設備工事については、7日間の工期延長を行い、試運転期間の確保及び請負者の自主点検期間の確保を行いました。

今後の発注工事につきましても、施工状況により発注者・請負者・監理者の協議を密に行い、適切な工期の確保をするよう確認しました。

[総務課]

監査委員からの指摘事項等及び技術調査結果報告書の内容について、情報を共有するため、工事施工・施工管理を行う関係課あて通知しました。